

SINTO

取引先ガイドライン

「子供たちの未来のために」

2026年1月

新東工業株式会社
SINTOKOGIO, LTD.

目 次

	ページ
I はじめに	1
II 新東工業グループのサステナビリティ	2
(1)新東工業グループの取り組み	
1. 目指す姿	
2. 経営理念	
3. 行動規範(社是)	
4. サステナビリティへの視点	
5. 新東工業グループのサステナビリティ方針	
6. アクションプラン	
7. サプライチェーン全体での活動の考え方	
(2)サプライチェーン全体での取り組み	
1. 環境負荷低減に向けた取り組みと情報提供	
2. 循環型社会「未来への社会づくりを目指す協同活動」ガイドライン	
III 新東工業グループの調達基本方針	9
(1)調達の基本方針	
(2)調達のガイドライン	
1. 社会的責任(コンプライアンス)	
2. オープンで公正な取引	
3. 相互信頼による相互発展	
4. グリーン調達の推進	
5. 安全・安心な職場づくり	
IV 新東スピークアップ制度相談窓口のご案内	14
V 自主点検チェックシート	15

I. はじめに

新東工業グループは、1934年の創業以来、「ものづくりの心を大切にし、社会に貢献したい」という思いのもと、世界に通用する技術を追求する歴史を歩んでまいりました。

社会の潮流をとらえ、社会に求められる技術を通じ、皆様の暮らしを支える新東工業の精神は、現在にも受け継がれています。新東工業の原点である、培われた技術と信頼を大切にしながら、未来に向けて挑戦し続け、すべてのステークホルダーの皆様との絆を深めることで、これからも新たな価値を提供し続けます。

持続可能な社会を目指し、将来にわたる成長を実現していく為には、サステナビリティ経営の推進、環境課題解決へ向けた活動が重要です。当社は創業以来、循環型社会の実現を目指し、事業として長きに渡って環境への取り組みを続けて参りました。一方で、パリ協定(2015年のCOP21にて採択)にて掲げられた、「世界の平均気温上昇を、産業革命以前に比べて、2°Cより十分低く保ち、1.5°Cに抑える努力をする」との目標設定は、2021年のCOP26で世界共通の達成目標として位置づけられることとなりました。この目標設定をクリアするためには、社会全体、地球規模でのカーボンニュートラルの実現に向けた取り組みを一層強化していく必要があります。これらの活動を国内外のグループ各社だけでなく、取引先の皆様、お客様と一緒にになって、多角的、多面的に進めていくことにより、SDGs(持続可能な開発目標)の達成につなげ、自分たちのため、社会のため、子供たちの未来のための地球環境を作りたいと考えています。

本ガイドラインの各項目は、当社と取引先の皆様との信頼関係の中で日常的に実践いただいている内容とは存じますが、あらためて文書化することによって、当社グループのサステナビリティならびに環境対応についての考え方をより深く共有いただきますよう、ご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

2022年4月
新東工業株式会社
代表取締役 社長執行役員

永井 淳

II. 新東工業グループのサステナビリティ

(1) 新東工業グループの取り組み

1. 目指す姿

私たち新東工業グループは、公害、大気汚染が世界的な社会問題となる以前の1960年代より、綺麗な空気の大切さを訴えてきました。工場内外の環境対策の重要性が大きく注目され始めた頃の1980年代からは、事業として環境対策に取り組み、工場で働く人々の体に影響を及ぼす作業環境の改善や、有害なガスや水から工場近隣の人々を守り続けるための生活環境改善、さらには温室効果ガスの排出量削減や資源の有効活用など地球レベルの環境改善まで、その時に必要とされる社会課題解決に取り組んできました。

これからも、ものづくりを支えるものづくり企業として、機械・装置を提供するだけでなく、限りある資源を無駄にしないための3R(リデュース、リユース、リサイクル)の観点を備え、環境課題解決に向けた提案を通して、持続可能な循環型社会の実現とともに、社会に期待される企業グループへの成長を目指し、お客様、地域の皆様、そして取引先の皆様との絆を深めてまいります。

2. 経営理念

H E A R T = Human Enrichment & Achievement through Reliable Technology
～信頼される技術を通じて人間としての豊かさと成果を～



新東工業グループは、ものづくりの心を大切にし、社会に貢献したいという想いから、創業間もない頃より世界に通用する技術を追求する歴史を歩んできました。私たち一人一人が研鑽し、身に着けた技能・技術によって作り上げた新東の商品・サービスをお客様にお届けすることで、お客様が競争に勝ち、そして成果を上げることにより、新東を評価して頂き、新東をパートナーとして信頼して頂く。このように、お客様との信頼関係を築き上げ、ともに発展していきたいという想いを表現したものが、経営理念である「Heart」です。

今後の社会課題解決に必要とされる技術力の向上、特に環境に関わる幅広い知識を蓄積し、実践につなげることで「Heart」を進化させていきます。

3. 行動規範(社是)

経営理念「Heart」を実現するため、以下の3つを新東工業グループの精神的な拠り所となる行動規範・社是としています。

1. われわれは、つねに堅実にして進取的な態度で事にあたろう
2. われわれは、つねに相互の信頼を深め、果断実行を旨としよう
3. われわれは、つねに至誠をもって社会に奉仕しよう

4. サステナビリティへの視点

新東工業グループでは、循環型社会の実現に向けて、以下の4つに取り組みます。

- ①「エコプロダクト・サービス」、「エコファクトリー」、「エコロジスティクス」の3つの活動によるCO₂排出量削減
- ②「リデュース」、「リユース」、「リサイクル」の3R推進による廃棄物量削減
- ③ 当社製品のシンプル化、効率化によるお客様工場の電気使用量の削減
- ④ SDGsの18番目を「ひとりひとりのエコ意識に基づいた自分ごと」と定義することによ
xw

これらの取り組みを通して、梱包の無駄、運搬の無駄、動きの無駄、動力・電力の無駄などの排除を進めていきます。



※出典:国際連合広報センターホームページ

(https://www.unic.or.jp/activities/economic_social_development/sustainable_development/2030agenda/sdgs_logo/)

5. 新東工業グループのサステナビリティ方針

循環型社会の実現に向けて、従業員一人一人がとるべき行動について、環境に関する基本方針、行動指針を制定し、新東工業グループとしての意識統一を図っています。

－基本方針－

グローバル社会の一員として、企業活動のすべての領域で積極的に環境負荷の低減、汚染の防止に努め、持続可能な社会の実現を目指す。

－行動指針－

1. 環境法規を遵守する
2. 排出物の抑制および廃棄物の削減を推進する
3. 資源、エネルギーの無駄を排除し、有効活用とCO₂排出の削減を図る
4. ライフサイクルを通してSDGsに掲げられた目標達成に向け、また、1.5°C目標※実現に向け、環境負荷の低減に寄与する技術、製品開発に努める
5. 社内環境教育を行い、社員の意識の向上に努める
6. グローバルな環境マネジメントシステムの継続的な改善に取り組む

※ 1.5°C目標:「気温上昇を産業革命前に比べて2°Cより十分低く保つとともに、1.5°Cに抑える」という目標、COP21パリ協定(2015年)で努力目標として採択され、COP26(2021年)において各国が目指す世界目標として位置づけられた。

6. アクションプラン

6-1. 目標値

新東工業グループでは、2021年度のCO₂排出量を基準年として、2030年度さらには2034年(創立100周年)までに、Scope1およびScope2におけるCO₂排出量を年率3%削減する目標値を設定していました。しかし、国の目標である「2050年カーボンニュートラル」を達成するためには、2021年度の排出量を基準とした場合、毎年3.45%の削減が必要であるため、新たな目標値の見直しをしました。

2030年目標: Scope1、2 2021年度比 CO₂排出量 31%削減

2034年目標: Scope1、2 2021年度比 CO₂排出量 45%削減

新東工業グループ CO₂排出量削減計画 -創立100周年 2034年度-



6-2. 活動項目

アクションプランの目標値を達成するために、新東工業グループでは、「エコプロダクツ・サービス(省エネ提案活動)」「エコファクトリー(省電力・3R)」「エコロジスティクス(物流の効率化)」の3つのエコ活動を中心として、行動指針に示す6つの項目のそれぞれに対して、以下の活動に取り組んでいます。



① 定期的な社内教育の実施

日本規格協会の定める品質月間(11月)において、品質の維持、向上に向けた様々な行事を開催するとともに、各部門において、関連法規の改定などを含めた社内教育を実施し、環境法規の遵守を徹底しています。

② 3R(リデュース、リユース、リサイクル)への取り組み

エコファクトリーの活動を通して、梱包資材の見直しや再利用の促進、お客様から回収した部品を原材料とするリサイクルなど、排出物の抑制、廃棄物の削減に向けて取り組んでいます。

工場で使用する水資源に対しても無駄の排除、有効活用に努めています。



- ③ エコファクトリー、エコロジスティクスへの取り組み
工場、事務所の電力使用量削減、運搬工程でのCO₂排出量削減など、ものづくり工程における社内の電力量削減を通して、資源・エネルギーの無駄の排除と有効活用によりCO₂排出量の削減を図っています。
- ④ エコプロダクト・サービスの提供
環境配慮製品の提案、CO₂排出量の見える化・減らす化を通して、お客様におけるカーボンニュートラルの実現に向け、製品のライフサイクル全体での環境負荷低減に取り組んでいます。
- ⑤ 4,000人のSDGs
取引先代表者の皆様にもご協力いただいた、4,000人のSDGsの取り組みを通じて、社員の環境意識向上に努めています。
- ⑥ ISO14000認証の継続
社内における環境マネジメントシステムの維持、向上に向けて、ISO14000シリーズの認証維持を継続していきます。

7. サプライチェーン全体での活動の考え方

環境規制への対応が必要不可欠とされる意識の高まりを受け、新東工業グループにおいても将来の気候変動に対応するための取り組みを始めています。



Scope1: 事業者自らによる温室効果ガスの直接排出(燃料の燃焼、工業プロセス)

Scope2: 他社から供給された電気、熱、蒸気の使用に伴う間接排出

Scope3: Scope1、Scope2以外の間接排出(事業者の活動に関連する他社の排出)

※出典:「グリーン・バリューチェーンプラットフォーム」(環境省)

https://www.env.go.jp/earth/ondanka/supply_chain/gvc/estimate.html

Scope1, 2, 3を含めた、環境負荷低減に向けた取り組み、情報開示にサプライチェーン全体で取り組んでいきたいと考えております。

(詳細は次ページの「Ⅱ-(2)のサプライチェーン全体での取り組み」をご参照ください。)

(2) サプライチェーン全体での取り組み(一緒に取り組んでいきたい事項)

循環型社会の実現に向け、当社からみた上流・下流工程(Scope3)となる取引先様との協同活動は非常に重要であると考えております。以下の事例をはじめとする各種施策へのご理解、ご協力をよろしくお願ひいたします。

1. 環境負荷低減に向けた取り組みと情報提供

＜上流工程の取引先様との協同活動事例＞

リユースの促進

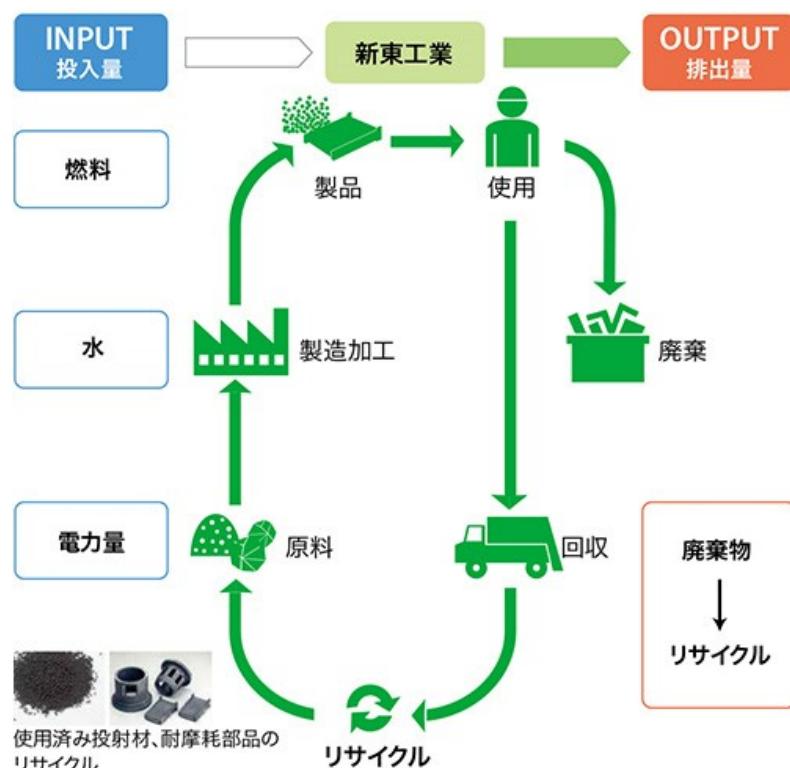
取引先様から納入頂く際のパレットや梱包資材を繰り返し使用する仕組みとしてリユースコーナーを部品受入場に設置し、パレット・梱包資材の廃棄量の削減を目指します。

＜下流工程の取引先様との協同活動事例＞

リサイクルの促進

当社から納入した際に発生するゴミを回収し、適切なリサイクルを行っていくため、工事看板や梱包資材、送り状に回収へのご協力を明記し、回収をしていきます。

この様な活動を通して、事業活動に用いるエネルギーや資源について、以下に示す様なインプット量(燃料、水、電力量など)とアウトプット量(廃棄物量、リサイクル排出量)を把握しながら無駄なエネルギー使用の削減に努め、サプライチェーン全体を通しての情報開示につなげていきますので、取引先様においてのリユース、リサイクルを促進して頂くとともに、インプット、アウトプット量といった情報提供をお願いいたします。



2. 循環型社会「未来への社会づくりを目指す協同活動」ガイドライン

取引先様との活動として、「環境負荷低減に向けた取り組み」、「情報提供」を進めていくにあたり、ご協力いただきたい内容をガイドラインとして以下にまとめております。ご理解とご協力を願いいたします。

① 環境マネジメントシステムの構築

ISO14001やエコアクション21※などの認証取得に向けた取り組みをお願いいたします。既に認証取得済みの取引先様におかれましては、環境マネジメントシステムの維持、向上に向けた取り組みをお願いいたします。

※エコアクション21は、環境省が策定した日本独自の環境マネジメントシステム(EMS)。

②環境負荷低減/温室効果ガス(CO₂)の削減への協力

循環型社会の実現に向けた、商品のライフサイクル全体での環境負荷低減やものづくり工程における温室効果ガス(CO₂)排出量の削減をお願いいたします。

また、Scope 1～Scope 3を合計したサプライチェーン排出量の情報開示につなげるために、取引先様におかれましても、情報収集・情報提供へのご協力を願いいたします。

○資材納品時の配慮

輸送時においては、環境(NO_x・PM 法)適合車の利用など、環境への配慮をお願いいたします。また、構内においても、安全を最優先に運行をお願いいたします。

○現地工事時の配慮

現地工事作業において、省資源・省エネルギーへの配慮をお願いいたします。

また、発生した廃棄物は持ち帰り、該当する分別ルールに従い、廃棄・リサイクル排出をお願いいたします。

③生物多様性への配慮

環境関連法令の遵守、化学物質の適正な管理や使用など、次ページ以降の調達基本方針に沿った取り組みをお願いいたします。

※生物多様性基本法では、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する施策を総合的・計画的に推進することで、豊かな生物多様性を保全し、その恵みを将来にわたり享受できる自然と共生する社会を実現することを目的としています。

III. 新東工業グループの調達基本方針

(1) 調達の基本方針

新東工業グループは、企業理念の実現のため、高品質で環境にやさしく、価格競争力の優れた物品・サービスの調達を目指します。取引先の皆様におかれましても、弊社調達基本方針をご理解の上、ガイドラインに沿った取り組みをお願いいたします。

＜調達基本方針＞(2022年4月改定)

1. 社会的責任(コンプライアンス)

私たちは、人権尊重・法令および社会規範の遵守・環境保全など、企業の社会的責任に配慮した取引に努めます。

2. オープンで公正な取引

私たちは、国内外すべての企業に広く門戸を開き、常に公平かつ公正を期すとともに、品質・価格・納期・技術開発・マネジメント・環境・社会の7つの視点を総合的に勘案し、都度最も優れた取引先の選定に努めます。

3. 相互信頼による相互発展

私たちは、取引先様との相互信頼に基づき、取引を通して長期的な相互繁栄を図ります。

4. グリーン調達の推進

私たちは、持続可能な循環型社会の実現に向け、企業活動の全ての領域で積極的に環境負荷の低減、汚染防止に努めます。

5. 安全・安心な職場づくり

私たちは、安全・安心な職場環境の実現に努めます。

(2) 調達のガイドライン

1. 社会的責任(コンプライアンス)

○法令の遵守

各国・地域の法令を遵守して、コンプライアンス(法令遵守)徹底のための方針や体制、行動指針・通報制度・教育等の仕組みを整備し、実施する。

○競争法の遵守

各国・地域の競争法(日本では独禁法、取締法等)を遵守して、私的独占、不当な取引制限(カルテル、入札談合等)、不公正な取引方法、優越的地位の濫用などの行為を行わない。

○腐敗防止

政治献金・寄付等は各国・地域の法令に基づき実施し、政治・行政と健全かつ正常な関係づくりに努める。不当な利益、優遇措置の取得・維持を目的に、ビジネスパートナーに対して接待・贈答・金銭の授受・供与は行わない。

○機密情報の管理・保護

お客様・第三者・自社従業員の個人情報及びお客様・第三者の機密情報は、正当な方法で入手するとともに、厳重に管理し、適切な範囲で利用し、保護する。

○輸出入取引管理

各国・地域の法令等で規制される技術・物品等の輸出入に関して、適切な手続き・管理を行う。

○知的財産の保護

自社が保有あるいは自社に帰属する知的財産権を保護するとともに、第三者の知的財産の不正入手・使用、権利侵害を行わない。

○紛争鉱物の取り扱いについて

紛争鉱物※等、人権侵害などの社会問題に関わる原材料の不使用を目指し、状況把握と適切対応に努める。

※紛争鉱物とは、非政府武装集団支援・人権侵害・不法行為などに関与する懸念がある鉱物。米国のドッド・フランク法では、コンゴ民主共和国及びその周辺諸国において同地域の武装勢力の活動資金元として産出されるスズ・タンタル・タンゲステン・金の4鉱物を対象としている。

○事業継続計画の策定

災害・事故からの早期復旧のための事業継続計画(BCP)※を策定する。

※BCP(Business Continuity Plan)とは、

災害や事故で被災しても重要業務・事業が中断しないこと、また中断しても早期に再開するために計画の策定、訓練・見直しなど、必要な仕組みを構築し、事業継続を追求する計画。

○製品の安全性確保

各国・地域ごとに定められた安全法規等を満たした製品・サービスを生産・提供する。

○製品の品質確保

活動方針の作成・実行・達成・見直し・維持といったPDCAサイクルを回しながら、継続的に改善する。

2. オープンで公正な取引

○ステークホルダーへの情報開示

財務状況・業績、事業活動の内容、リスク情報(大規模災害による被害、環境や社会への悪影響発生、重大な法令違反等)などの情報をステークホルダーに対し、適宜・適切に開示するとともに、オープンで公正なコミュニケーションを通じて、ステークホルダーとの相互理解、信頼の維持・発展に努める。広くステークホルダーからの意見・要望を収集して、企業活動に反映し改善に努める。

○リスク管理の仕組み

企業の事業行動に関するリスクを分析し、新東工業グループ全体を通した管理の仕組みを構築、運用する。リスクの未然防止及び発生時の被害最小化のため、管理項目を設定して、体制整備や対策、従業員への周知徹底などを実施する。

3. 相互信頼による相互発展

○顧客・消費者ニーズに応える製品・サービスの提供

顧客・消費者ニーズを把握して、社会的に有用な製品※を開発・提供する。

※社会的に有用な製品の例

年齢、性別、障がいの有無などにかかわらず、誰もが利用しやすい製品。

あるいは、省エネ、省資源、環境保全など地球にやさしい製品。

○製品に関する適切な情報の提供

製品・サービスに関する適切な情報を顧客・消費者に提供する。不具合情報の収集、伝達の体制を構築・運用する。

○地域(コミュニティ)への貢献

事業活動を行う地域社会での活動等より良い未来の社会づくりに向けて活動を継続する。

4. グリーン調達の推進

○環境関連法令の遵守

新東工業グループは、各国の環境法規制を遵守し、環境負荷低減に向けて、企業の社会的責任を果たす。

○化学物質の管理と使用禁止物質

新東工業グループでは、環境負荷物質において、REACH規則や、化審法をはじめとする各国の関連法規※の遵守と、含有量の確認や、報告できる体制の構築を確認する。また、使用禁止物質においても、非含有であることの確認と、使用実績を把握する。

※関連法規

・「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(化審法)」に定める、『第1種特定化学物質』

※難分解性・高蓄積性・人への長期毒性のおそれ、または、高次捕食動物への毒性のある物（経済産業省ホームページ参照）

・「労働安全衛生法」に定める、『製造禁止物質』

※労働者に重度の健康障害を生ずる物で、政令で定める物
(厚生労働省ホームページ参照)

・「毒物及び劇物取締法」に定める、『特定物質』

※毒物のうち、極めて毒性が強く、かつ、広く一般に使用されるもの
(厚生労働省ホームページ参照)

・「REACH規則」に定める、『附属書XIV収載物質(認可対象物質)』、『附属書XVII収載物質(制限対象物質)』

※EU域内で製造・使用される化学物質で、「認可」「制限」の義務が課せられる物
(外務省、環境省ホームページ参照)

◆2022年4月1日時点の禁止物質が記載されたホームページを付表に記載します。
最新版は関係省庁・自治体のホームページを参照ください。

5. 安全・安心な職場づくり

○差別撤廃

あらゆる雇用の場面※において、人種・民族や出身国籍・宗教・性別等を理由とした差別を行わない。

※あらゆる雇用の場面とは、応募、採用、昇進、賃金、解雇、業務付与、懲罰などを指す

○人権尊重

人種・民族や出身国籍・宗教・性別等を理由とした、職場におけるあらゆる形態のハラスメントを許さない。

○児童労働の禁止

各国・地域の法令による就労可能年齢に達しない児童の労働は認めない。

○強制労働の禁止

全ての労働は自発的であること、及び、社員が自由に離職できることを確実に保証し、強制労働は行わない。

○賃金

最低賃金、超過勤務、賃金控除、出来高賃金、その他給付等に関する各国・地域の法令を遵守する。

○労働時間

従業員の労働時間(超過勤務を含む)の決定、及び休日・年次有給休暇の付与その他について、各国・地域の法令を遵守する。

○従業員との協議

各国・地域の法令・指針に基づき、従業員の代表、若しくは従業員と直接、協議・対話することに努める。

○安全・健康な労働環境

従業員の職務上の安全・健康の確保を最優先とし、事故・災害の未然防止に努める。

○人材育成

人材育成を通じて、従業員のキャリア形成と能力開発を支援する。

IV. 新東スピークアップ制度相談窓口のご案内

本ガイドラインに照らし相応しくない事実が生じまたは生じようとしていることを知ったときは、新東スピークアップ制度相談窓口にご連絡ください。相談者はその事実を秘密として取り扱われることはもちろんのこと、相談に関して何らの不利益を受けることもありません。相談窓口では、取引のある新東グループ会社名、貴社名を伝えて、ご相談ください。

【スピークアップ相談窓口】

法務部門	
専用電話	(052) 582-9228
ファクシミリ	(052) 586-2279(共通)
電子メール	a-ieda@sinto.co.jp
手 紙	〒450-6424 名古屋市中村区名駅3-28-12 24F 新東工業(株)法務部門 スピークアップ相談窓口
その他	面談などご希望の方法

監査役	
専用電話	(0533)85-3112

中村法律事務所	
電話	(052)203-5525(代表電話)
電子メール	kaiketsu@mbr.nifty.com (事務所共通)
手 紙	〒460-0002 名古屋市中区丸の内2-16-14 中村法律事務所内 新東工業(株) スピークアップ相談窓口
相談方法	以下を伝えて、相談してください。 ① 取引のある新東グループ会社名 ② 貴社名(必須) ③ 氏名(匿名可) ④ いつ、どこで、誰が、何をどうしたか(分かる範囲で)
その他	新東工業への報告について、相談者が匿名を希望する場合は匿名にて報告

最後に

取引先の皆様におかれましては、本ガイドラインの内容と重要性をご理解いただき、ともに発展できるよう、ご理解とご協力をよろしくお願ひいたします。

V. 自主点検チェックシート

取引先様の自己判断、自主改善にご活用頂けるよう、基本的な「自主点検チェックシート」を用意しました。それぞれの分野、内容ごとに対応を検討される際に、以下シートをご活用いただければ幸いです。

	Yes	No
1. 遵守すべき法令・規制・規定を把握している	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2. 遵守すべき環境関連法令が把握出来ている	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3. 責任部門、または、責任者を決定している	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4. 社内徹底のためのルール、手順がある	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
5-1. 環境保全に関する基本理念や基本方針がある	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
5-2. 環境保全に関する教育を実施している	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
6. 従業員向けに啓発活動を実施している	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
7-1. 資材等の購入時には、環境負荷低減を考慮している	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
7-2. 資材等の輸送時には、環境適合車を利用するなど、環境負荷低減を考慮している	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
8. CO ₂ 排出量削減のため、省エネルギーに取り組んでいる	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
9. 水使用量を削減するとともに、排水を適切に管理している	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
10. 3R(リデュース・リユース・リサイクル)に取り組んでいる	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
11. 社内モニタリングにより定期的に実態を把握している	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

(付表)

関連法規の使用禁止物質記載の参照ホームページ（2022年4月1日時点）

1) 化審法 第一種特定化学物質

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/about/class1specified_index.html

2) 安衛法 製造禁止物質及び特定化学物質の規制内容

https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=74097000&dataType=0&pageNo=1
<https://www.mhlw.go.jp/shingi/2007/03/s0306-9g.html>

3) 毒劇法

<https://www.chemical-substance.com/dokugekiho/>
特定毒物リスト
<https://www.chemical-substance.com/dokugekiho/tokuteidokubutsu.html>
毒物リスト
<https://www.chemical-substance.com/dokugekiho/dokubutsu.html>
劇物リスト
<https://www.chemical-substance.com/dokugekiho/gekibutsu.html>

4) REACH 規則

認可対象物質リスト
<https://www.envix.co.jp/region/europe/eu/svhc-authorisation-list/>
制限物質リスト
<https://www.envix.co.jp/region/europe/eu/eu-reach-restricted/>

5) PRTR 制度(化管法) ※有害物質の排出量を把握する法律

<https://www.chemical-substance.com/kakanho/prtr.html>



2022年4月 制定
2026年1月 改訂 第4版